

本校のルール・マナーについて

本校は、教育方針に基づき、知育・徳育・体育の調和のとれた人間形成を目標としています。そのために、まず集団の中での規律を身につけるよう努力し、校訓の「自主自律」を実践するため、下記の事項を設けています。

1. 礼儀

- (1)礼儀をわきまえ、目上の人に対しては敬意をもって接し、友人・下級生に対しても敬愛の心をもって、親切に対応すること。
- (2)教職員および来校者へは、敬意をもってあいさつをすること。
- (3)職員室に入るときは、あらためて服装を整え、荷物を下ろして入室すること。

2. 登下校

- (1)始業は午前 9 時 00 分であるが、十分に余裕を持った登校を心掛けること。
中学の「朝活動」による登校は、午前 8 時 30 分からとする。
高校の「Management Time」（自習・部活動・各種取り組み）による登校は、午前 7 時 30 分からとする。
- (2)欠席・遅刻をする場合は、保護者から担任（学校）へ連絡を入れること。
（忌引きの日数は、1 親等 4 日、2 親等 3 日、3 親等 1 日）
- (3)遅刻したときは職員室へ行き、担任または学年の教員に理由を述べ、入室許可証の交付を受けてから教室に入ること。
- (4)交通機関の延着による遅刻は、職員室に申し出ること。
- (5)遅刻の指導については以下の通りで行う。

【遅刻に関する指導】

- ・ 1 か月に 3 回以上遅刻したときは、保護者連絡のうえ、1 週間の早朝登校（8 時 30 分登校）を実施する。
 - ・ 学期に 5 回以上遅刻したときは、保護者連絡のうえ、学年主任より指導を行う。
 - ・ 学期に 10 回以上遅刻したときは、保護者来校のうえ、生徒指導部長より指導を行う。
- ※ただし、配慮すべき事由が認められる場合は、その限りではない。

- (6)やむなく早退する場合は、担任に理由を申し出て、許可証の交付を受けてから早退すること。
- (7)生徒の最終下校時刻は、中学は午後 6 時 00 分（土曜日は午後 4 時 30 分）とする。
高校は午後 6 時 50 分（自習室利用は午後 8 時 00 分まで、土曜日は自習室利用も含めて午後 6 時 00 分）とする。

3. 服装

- (1)制服は、清潔、端正を旨とし、正しく着用すること。
- (2)通学に際しては、中学生は制服・制靴、高校生は制服・制靴・制靴で通学すること。なお学校行事および部活動などの校外活動、休暇中の登下校においても同様である。ただし、所属している部で正式に承認されたクラブバックや防寒着での登下校は認める。
- (3)化粧およびピアス・ネックレス・指輪などのアクセサリ類や、ディファイン・華やかな髪飾り（シュシュ等）の使用は認めていない。また、髪を束ねるときは、ゴムでくくこと。
- (4)式典（始業式・終業式など）には、白色のカッターシャツを着用すること。また高校生については全員ネクタイを着用すること。

4. 頭髪

- (1)頭髪は、本校生徒にふさわしく、常に端正な髪形とし、学習の妨げにならないように整えること。
- (2)パーマ、巻き髪、脱色や染色、特異な髪型は認めない。
- (3)適宜、頭髪指導を行う。
- (4)頭髪指導に応じないときは、保護者の協力を求め、指導を行う。

5. 言動

以下の言動に関しての内容を逸脱した場合には、厳しい指導を行うこともある。

- (1)校外でも、本校生徒としての自覚を持ち、他人に迷惑をかけることのないよう行動すること。
- (2)暴力行為およびいじめをしてはならない。
- (3)飲酒および喫煙をしてはならない。
- (4)未成年者の入場が禁止されているところ、および不健全な場所へ立ち入ってはならない。
- (5)原動機付自転車および自動二輪車に乗ることや四輪車を運転すること、および、それらの運転免許証を取得することを禁止する。
- (6)授業に不必要なものや、生徒として不相応な金銭を持参しないこと。また、生徒間での金銭その他の物品の貸借をしてはならない。

(7)携帯電話（スマートフォン）の学校への持ち込みは認める。ただし、校内では電源を切り、使用は一切禁止する。

【携帯電話使用に関する指導】

- ・校内で携帯電話を使用した場合（1回目）は、保護者連絡のうえ、担任より指導を行う。
- ・校内で携帯電話を使用した場合（2回目）は、保護者連絡のうえ、学年主任より指導を行う。
- ・校内での携帯電話使用が度重なる場合、保護者来校のうえ、生徒指導部長より指導を行う。

(8)スマートウォッチを着用することは禁止する。

(9)アルバイトは禁止する。

(10)校内の建物・備品などは大切に扱うこと。また誤ってこれを破損した場合は、すぐに担任に申し出ること。

(11)校内の掲示には、常に留意するとともに、無断で消したり、落書きしたりしてはならない。

(12)定期考査や小テストなどの試験については、真摯に受験しなければならない。

【定期考査に関する指導】

- ・定期考査で不正行為を行った場合は、保護者来校のうえ、生徒指導部長より指導を行う。

6. 自転車通学

(1)学校までの自転車通学は許可制とする。事前に所定の許可願を提出し、通学許可ステッカーを自転車に貼付すること。

(2)自転車保険に必ず加入すること。

(3)ヘルメットの着用を推奨する。

(4)自転車は定められた場所に置き、必ず施錠すること。

(5)雨天時には、必ず雨合羽を着用すること。傘さし運転は禁止とする。

(6)交通ルールとマナーを遵守し、安全走行を心がけること。ルール違反があった場合は、自転車通学を禁止する。指導内容は以下の通りである。

【自転車通学に関する指導】

- ・二人乗りで登下校をした場合（1回目）は、保護者連絡のうえ、学年主任より指導（1週間の自転車通学禁止）を行う。
- ・二人乗りで登下校をした場合（2回目）は、保護者来校のうえ、生徒指導部長より指導を行う。（自転車通学禁止）

7. 部同好会活動

- (1)部同好会に所属している生徒は、必ず顧問の指導のもとで活動すること。
- (2)活動は原則始業前と放課後とし、始業前は顧問の了承のうえで、午前 7 時 30 分から行うことができる。放課後は、中学午後 6 時 00 分、高校午後 6 時 50 分までに活動を終え、同時刻での下校を厳守すること。
- (3)定期考査前 1 週間および考査期間中は活動を原則禁止する。
- (4)部室は、部員以外の使用を禁止する。
- (5)部室の備品などを破損した場合は、その部が責任を負うこと。
- (6)部室および部室周辺の美化に心がけること。
- (7)部室の鍵は顧問に預けること。

以上